

## ☆提出書類及び書類の入手方法について

### ① 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けた方

前のご提出いただいたマイナンバーで今回も審査を行わせていただきます。ご自宅に書類が何も届かない方は手続き不要です。

### ② 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けた方のうち、引っ越しをした方

就学支援金の申請書を提出し、住所の変更を申告していただく必要があります。マイナンバーや課税証明書等は必要ありませんが、申請書を経営企画室へ取りに来てください。

### ③ 前回マイナンバー以外で就学支援金の認定を受けた方

申請書と収入確認書類（令和2（2020）年度の課税証明書（非課税証明書）、または令和2年1月1日時点で生活保護を受給していることのできる生活保護受給証明書）の提出が必要です。ご自宅に申請書をお送りいたしますので、提出期限までに必ずご提出ください。課税証明書（非課税証明書）ではなく、マイナンバーで申請することもできます。可能な限りマイナンバーの提出にご協力をお願いします。

### ④ 就学支援金を申請しない方

ご自宅に不申請意向確認書をお送りいたします。提出期限までにご提出ください。

### ⑤ 前回不申請または不認定であったが、就学支援金の受給を希望される方

ご自宅には不申請意向確認書のみをお送りしています。お手数ですが、経営企画室へ書類を取りに来た上で、提出期限までにご提出ください。

申請書と収入確認書類（マイナンバー、あるいは、令和2（2020）年度の課税証明書（非課税証明書）または令和2年1月1日時点で生活保護を受給していることのできる生活保護受給証明書）の提出が必要です。前回マイナンバーを提出して不認定となった方については、申請書の提出のみで審査を行うことができます。

**提出期限 令和2年7月16日（木）**

※ 経営企画室へ提出してください（平日8：30～17：00）

同時にお配りした「**奨学のための給付金**」制度については  
**令和2年7月7日（火）**から経営企画室で  
申請書類を配付します。  
申請を希望される方は経営企画室へお越しください。  
提出期限は**令和2年9月7日（月）**です。

連絡先  
東京都立光丘高等学校  
経営企画室  
03-3977-1501